

北広島市市民交流広場条例及び規則の一部改正について（案）

1 改正の背景と趣旨

本市においては、市民相互の交流の促進及び市街地の活性化を図り、市民生活の向上及び活力ある地域社会の形成に資するため、市民交流広場を設置し、北広島市市民交流広場条例（令和2年条例第2号）及び北広島市市民交流広場条例施行規則（令和2年規則第6号）に基づき、使用許可及び使用料徴収等の事務を行っております。

これまででは、市民交流広場の使用申請に際し、窓口への来庁が必要であり、利便性に課題がありました。新たに使用申請及び使用料納付をオンライン化することにより使用者の利便性向上を図るものです。

2 改正内容

	改正後（新）	現行（旧）
申請方法	電子申請	紙申請 （市役所総務課窓口）
申請期間	使用日の3月前の属する月の初日から利用日の7営業日前まで （片面及び全面利用の場合は4月前の属する月の初日から利用日の30日前まで）	使用日の3月前の属する月の初日から利用日まで
使用料納付	電子決済 （クレジットカード）	現金払い （市役所会計課窓口のみキャッシュレス決済可能）
使用者側の都合によるキャンセルの取扱い	使用日の15日前までに使用中止を申し出た場合は、使用料の全額還付。	使用日の15日前までに使用の中止を申し出た場合は、使用料の2分の1の額を還付。
面積計算	区割り	実測

3 今後のスケジュール

令和6年第4回北広島市議会定例会に条例案を提案

令和7年4月1日条例等施行予定